

## 女性スポーツ委員会規程

### (目的)

第1条 女性スポーツ委員会は、女性のスポーツ参加を促進するために、日本パラリンピック委員会(以下、「JPC」という)等が主催する女性アスリート向けの研修会参加や女性アスリート及びスタッフの育成支援、女性役員の登用・育成に向けて支援を行うことを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、本協会定款第47条の規定に基づいて設置された女性スポーツ委員会に関することを定める。

### (事業)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 女性のスポーツ参加及び活動促進のための各種講習会、研修会への出席
- (2) 女性アスリート及び女性スタッフの支援に関する事項
- (3) 女性アスリート及び女性スタッフへの暴力・暴言、セクシュアルハラスメントの根絶に関する事項
- (4) 女性役員の登用・育成に関する事項
- (5) 子どもを持つ女性アスリート、女性スタッフ、女性役員に向けた子育て支援
- (6) 女性のアクティブ・ライフ(生き生きとした生活)を支援するための調査・研究
- (7) その他、目的達成に必要な事業

### (構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1名

委員 若干名

- 2 委員長は、理事の中から理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、理事長が委任した事項における業務を執行する。
- 4 委員は、委員長が本協会役員、本協会強化スタッフ及び指定強化選手、必要に応じて学識経験者のうちから推薦する者を、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員長、副委員長並びに委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または

現任者の残任期間とする。

3 委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

(議長)

第7条 委員会の議長は、委員長とする。

(規格外事項)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事長と強化委員会で決定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は2020年10月11日制定、2021年3月14日より施行する。